

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	男女共同参画推進事業	細事業名		新継区分	継続
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	男女共同参画社会基本法		
	1 共に生きるまちづくりを進める		京都府男女共同参画条例		
	(2)男女共同参画社会の推進				
事業実施期間	平成 20 年度 ~ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果
現状の課題	男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実が不十分である。		平成 20 年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が發揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	女性の登用率の向上 20% フォーラムの参加者数 200人 策定委員会開催 5回
具体的な実施内容	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。		平成 21 年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	女性の登用率の向上 20% フォーラムの参加者数 200人
事業の目的	一人でも多くの市民が、男女共同参画の意義を理解し、家庭や職場、地域活動等に活かす。		平成 22 年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	女性の登用率の向上 30% フォーラムの参加者数 300人
事業の効果	男女が、共に支え合い、誰もが住みよいまちづくりの実現。				3,837
					5,655